

## 居宅訪問型保育事業 自主点検シート [令和7年12月版]

事業所名		運営法人名	
管理者名		法人代表者名	
所在地	志木市	記入者名	
電話番号		記入年月日	
Eメール アドレス			

志木市 福祉部 福祉監査室      TEL: 048-456-5365 (直通)  
 E-mail: [fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp](mailto:fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp)  
※点検シート等の提出はE-mailでお願い致します。

### 自主点検シートについて

- ・ 利用者に適切な保育サービスを提供するためには、事業者自らが、職員・設備・運営基準に適合しているかどうか、地域型保育給付費等の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。
  - ・ この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。
  - ・ 市が実地指導を行う際には、事前に事業所でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いします。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもその写しを保管しておいてください。
  - ・ 「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。
- ※ 「確認事項」欄のゴシック体で書かれた部分は、令和7年12月までの改正、追加又は修正部分です。

※ 法令等の表記は、次のとおり略称を使用しています。

- 支援法： 子ども・子育て支援法                      児福法： 児童福祉法
- 認可基準： （事業を行うことを認めるに当たって、適合しなければならない基準）  
 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）  
 （最終改正令和7年4月1日）
- 確認基準： [国] 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（最終改正令和6年4月1日）  
 （地域型保育給付費等の支給に係る事業を行う者として確認するに当たって、適合しなければならない基準）  
 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）（最終改正令和6年4月1日）  
 [国] 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（最終改正令和6年4月1日）
- 費用： 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）（最終改正令和6年4月1日）
- 費用通知： 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日5文科初第483号・令和6年3月29日5文科初第2588号） [最終改正：令和6年3月29日]
- 処遇改善： 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年4月11日こ成保2967文科初第250号）
- 保育指針： 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- 指針解説： 保育所保育指針解説（平成30年2月厚生労働省）

(参考)		公定価格	保育の必要量や施設所在地等を勘案して、特定教育・保育、特定地域型保育等に必要な費用の額を国が定める基準により算定した額	
	警 備 指 針 認 定	教育標準時間認定	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの
		保育認定	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
			3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号での規定)

## (目次)

第1 共通する基本的事項			第5 保育所保育指針		
1	最低基準	3	1	保育所保育に関する基本原則	14
2	一般原則①	3	2	養護に関する基本的事項	14
3	一般原則②	3	3	保育の計画及び評価	15
第2 職員基準 (地域型保育給付費に係る項目を含む)			4	幼児教育を行う施設として共有すべき事項	16
1	職員	4	5	乳児保育に関わるねらい及び内容	17
2	公定価格上の配置基準 (基本部分)	4	6	1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	18
3	他の社会福祉施設等を併設している場合	4	7	保育の実施に関して留意すべき事項	21
第3 設備基準			8	子どもの健康支援	22
1	設備	4	9	食育の推進	23
2	他の社会福祉施設等を併設している場合	4	10	環境及び衛生管理並びに安全管理	24
第4 運営基準			11	災害への備え	25
1	利用定員	4	12	子育て支援	26
2	運営規程	5	第6 地域型保育給付費		
3	内容及び手続の説明及び同意	5	1	基本的事項	28
4	重要事項の掲示	5	2	地域区分等	28
5	正当な理由のない提供拒否の禁止等	5	3	基本単価	28
6	あっせん、調整及び要請に対する協力	6	4	処遇改善等加算	28
7	受給資格等の確認	6	5	資格保有加算	37
8	教育・保育給付認定の申請に係る援助	6	6	休日保育加算	37
9	定員の遵守	6	7	夜間保育加算	38
10	心身の状況等の把握	6	8	連携施設加算	38
11	保育時間	6	9	特定の日に保育を行わない場合	38
12	地域型保育の取扱方針 (保育の内容)	6	10	第三者評価受審加算	39
13	平等に取り扱う原則	6	第7 その他		
14	虐待等の禁止	6	1	変更の届出	40
15	虐待の防止	7	2	保育に係る情報の公表	40
16	保育所等との連携 (連携施設)	7	3	法令遵守等の業務管理体制整備	41
17	小学校等との連携	7			
18	地域との連携	8			
19	保育の提供の記録	8			
20	保護者との連絡	8			
21	相談及び援助	8			
22	食事の提供	8			
23	利用者負担額等の受領	8			
24	地域型保育給付費の額に係る通知等	9			
25	勤務体制の確保等	9			
26	職員の健康診断	10			
27	秘密保持等	10			
28	非常災害対策	11			
29	安全計画の策定等	11			
30	自動車の運行する場合の所在の確認	11			
31	衛生管理等	11			
32	緊急時等の対応	11			
33	事故発生の防止及び発生時の対応	11			
34	苦情解決	12			
35	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	12			
36	情報の提供等	12			
37	利益供与等の禁止	12			
38	会計の区分	13			
39	記録の整備	13			

## (参考)

- 処遇改善等加算の用語の定義 42  
 子ども家庭庁・埼玉県・市のホームページ 44  
 基準や給付費について内閣府から示されている主なQ&A (内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載)  
 ・事業者向けFAQ [第7版] 平成27年3月  
 ・公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日

点検項目 根拠法令等	確認事項	点検結果	不適合の場合：その状況・改善方法
第1 共通する基本的事項			
1 最低基準 認可基準第3条	1) 事業者は、「志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準（以下「最低基準」という。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させていますか。  ※ 以下、この最低基準に該当する項目は、「点検項目」欄に★印を付けている。 ※ 「最低基準」は、「利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの」とされている。（国の認可基準第2条）	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2 一般原則① ★ 認可基準第4条	1) 利用している乳児又は幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3),4)は 確認基準第45条 にも規定	3) 事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  ※参考 「保育所における自己評価ガイドライン2020年改訂版」（令和2年3月厚生労働省） 「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドライン ハンドブック」（令和2年3月厚生労働省）	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。  ※ 外部評価の受審が5年に1回程度可能となるよう、「第三者評価受審加算」としての評価が行われているため、積極的に外部評価を受審するよう努めること。 ※（指針解説） 社会福祉法第78条において「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。」と規定されている。 評価に当たっては、各施設種別の評価基準ガイドラインが策定されており、保育所においてもこのガイドラインに基づいて評価項目等が定められ、第三者評価が実施されている。 第三者評価の意義は、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等にあるといえる。 ※参考 「保育所における第三者評価の改訂について」 （令和2年4月1日付け 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長通知） ・第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（保育所解説版） ・第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（保育所解説版）	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3 一般原則② 確認基準第3条	1) 事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 事業者は、事業所を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

第2 職員基準 (地域型保育給付費に係る項目を含む)		
1 職員 ★ 認可基準 第7条、第38条  家庭的保育事業 等の設備及び運 営に関する基準 に定める職員の 要件等について (平成27年6月3 日厚生労働省通 知)	1) 保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者を配置していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 保育に従事する職員は、次の配置基準を満たしていますか。  ・(資格) 必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者(家庭的保育者) ・(配置人数) 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 公定価格上の配置基準 (基本部分)	1) 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
3 他の社会福祉施設等を併設している場合★  認可基準第9条	1) 他の社会福祉施設等を併設していますか。 ●併設している社会福祉施設等の名称・事業種別 :	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) (併設している場合) 当該事業所の職員が、併設している社会福祉施設等の職員を兼務していますか。 ●兼務している職員の氏名・職種:  ※ 利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼務はできない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

第3 設備基準		
1 設備 ★ 認可基準 第37条	1) 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 他の社会福祉施設等を併設している場合★  認可基準第9条	(他の社会福祉施設等を併設している場合) 当該事業所の設備を、併設している社会福祉施設等の設備と共用していますか。 ●共用している設備:	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

第4 運営基準		
1 利用定員★  認可基準第36条 確認基準第37条	1) 利用児童は原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児とし、市町村長が認めたものであって、次のいずれかに該当していますか。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ②保育所の定員の減少や閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合 ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 利用定員は、(保育士又は家庭的保育者1人につき) 1人となっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

<p>2 運営規程★</p> <p>認可基準第17条 確認基準第46条</p>	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ※ 「保育所保育指針」に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、提供する保育のほか、障害児の受け入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ※ 園長、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記すこと。 ④保育の提供を行う日時及び提供を行わない日 ⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ※ p8～9の「23 利用者負担額等の受領」の規定を踏まえ、適切に記すこと(いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む)。 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ※ 緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。 ⑨非常災害対策 ※ 火災や地震などの非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止のために講じている対策について記すこと ⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>※ 上記①～⑪のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとされている。</p>			
<p>3 内容及び 手続の説明 及び同意</p> <p>確認基準第38条 (第5条の2項～ 5項で準用)</p>	<p>特定地域型保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>利用申込者から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされています。</p> <p>※ 重要事項 ①運営規程の概要 ②連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ③職員の勤務体制 ④保護者から支払を受ける費用に関する事項(いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む)。 ⑤その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる事項 ※ 同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面(重要事項説明書等)によって確認することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>4 重要事項の 揭示</p> <p>確認基準第23条 (第50条で準用)</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>5 正当な理由 のない提供 拒否の禁止等</p> <p>確認基準第39条</p>	<p>1) 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならない。 2) 利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び当該事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども)を除く。以下同じ。)の総数が、当該事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、市の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3) 2)で選考する場合、その選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4) 地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>※ 当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

	<p>(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項)</p> <p>(「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」(平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))</p>	
6 あっせん、調整及び要請に対する協力	1) 特定地域型保育事業の利用について、支援法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
確認基準第40条	2) 満3歳未満保育認定子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について、児福法第24条第3項の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
7 受給資格等の確認	<p>特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、利用者負担額に関する事項についての市の通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、認定の有効期間及び保育必要量等を確認していますか。</p>	
確認基準第8条(第50条で準用)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
8 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
確認基準第9条(第50条で準用)	2) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っていますか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないとしています。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
9 定員の遵守	<p>事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていませんか。</p> <p>ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、支援法第46条第5項に規定する便宜の提供(利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときに、利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き保育の提供を希望する者に対し、必要な保育が継続的に提供されるよう、他の事業者・関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと)への対応、児福法第24条第6項に規定する措置(市が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときに、保育を行うことを委託すること)への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないとしています。</p>	
確認基準第48条	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
10 心身の状況等の把握	<p>特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。</p>	
確認基準第41条	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
11 保育時間	<p>保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、定めていますか。</p>	
★	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
認可基準第23条(第40条で準用)	<p>※ 保育短時間認定(1日当たり最長8時間)の子どもが最大で利用可能な時間帯としての「保育時間(8時間)」と、保育標準時間認定(1日当たり最長11時間)の子どもが最大で利用可能な時間帯としての「保育時間(11時間)」を確保するため、11時間以上の開所時間を設定する。</p>	
12 地域型保育の取扱方針(保育の内容)	<p>内閣総理大臣が定める「保育所保育指針」に準じ、事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていますか。</p>	
★	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
認可基準第24条 確認基準第44条	<p>※ 特定地域型保育の提供に当たっての計画は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
13 平等に取り扱う原則	<p>教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていませんか。</p>	
★	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
認可基準第10条 確認基準第24条(第50条で準用)		
14 虐待等の禁止	<p>事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為(注)その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。</p>	
★	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
認可基準第11条 確認基準第25条(第50条で準用)	<p>注) ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。          ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。          ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による上記①、②又は次の④に掲げる行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。          ④ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	

15 虐待の防止  確認基準第3条4項  児童虐待防止法 埼玉県虐待禁止条例	1) 特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。 ●虐待防止責任者の職・氏名：	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 県の条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。 ※ 埼玉県のホームページに掲載されている「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル（平成30年3月改訂版） <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manual.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manual.html</a> 」等を参考にすること。		
	2) 事業所の職員は、児童虐待（注）を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	注) 児童虐待：保護者とその監護する児童について行う次に掲げる行為（児童虐待防止法第2条） ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による上記①、②又は次の④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ※（指針解説）虐待等の早期発見に関しては、a)子どもの身体、b)情緒面や行動、c)家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある。 a) 低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等 b) おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癩癩、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等 c) 不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等 子どものことを話したがらない様子や子どもの心身について説明しようとしないう態度が見られること、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等		
3) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当		
	※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 同条第3項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。		
16 保育所等との連携 (連携施設)  1):★  確認基準第42条	1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合、乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保していますか。 ●連携施設・市の指定施設	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	名称・所在地		
	主な連携内容		
	2) 事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
17 小学校等との連携  確認基準第11条 (第50条で準用)	特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

18 地域との連携 確認基準第31条 (第50条で準用)	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
19 保育の提供の記録 確認基準第12条 (第50条で準用)	特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	※ 提供した保育に係る必要な事項の提供の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。
20 保護者との連絡 ★ 認可基準第25条	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
21 相談及び援助 確認基準第17条 (第50条で準用)	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	※ (保育指針) 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。
22 食事の提供 ★ 認可基準第14条	1) 食事について、(献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するもの) によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
23 利用者負担額等の受領 確認基準第43条	1) 特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(保育料)の支払を受けていますか。 ・令和元年10月から、次の利用者負担額(保育料)については、無償化されている。 「住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども」 ※ 子どもが2人以上の世帯では、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となる。(年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢は問わない。) ・3号認定子どもの「主食費・副食費」は、給食材料費相当額として利用者負担額(保育料)に含まれる。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	3) いわゆる「上乗せ徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ・特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ※ 上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものである。 上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができるが、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議により承認を得ることが必要である。 (事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p72Q9)、p75Q18)、Q19))	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	4) いわゆる「実費徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①～③のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	

(続) 23 利用者負担額等の受領	※ 教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当する。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができる。(事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p72Q9))	
	5) 1)~4)の費用の額の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 銀行等での振入による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書を、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられる。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められる。(事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p76Q23))	
	6) 3)及び4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。ただし、4)の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しないとされています。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
※ 徴収に当たっては、「上乗せ徴収」については書面による保護者の同意、「実費徴収」については保護者の同意が必要となる。		
24 地域型保育給付費の額に係る通知等  確認基準第14条(第50条で準用)	1) 法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該保護者に係る地域型保育給付費の額を通知していますか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」 (平成28年4月14日 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡) ① 通知は毎月行わなければならないものではなく、1年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能であること。 ② 通知は、各施設(事業)・子どもに係る公定価格の額が明らかにならないと行うことができないものであり、年度途中に、市町村による加算の認定・変更や公定価格の引上げ等が行われることも踏まえると、1月~3月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられること。 ③ 通知の方法は、必ずしも、各支給認定保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能とされていること。 ※ 当該事務連絡では、記載例や様式例が示されている。	
	2) 上記25の2)で、法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
25 勤務体制の確保等 4),5):★  労働基準法等、 認可基準第8条 確認基準第47条	1) 雇用(労働)契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 原則として、月ごとの勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、保育従事者等の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、職員の配置基準及び加算の算定要件が満たされていることを明らかにする必要がある。	
	3) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供していますか。 ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないとしています。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 調理等の保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等が可能とされている。	
4) 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
※ (保育指針) ・ 保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。		

<p>(続) 25 勤務体制の確保等 4),5):★</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</li> <li>職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。</li> <li>各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。</li> <li>保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。</li> <li>外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。</li> <li>施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>26 職員の健康診断 2):★ 認可基準第16条</p>	<p>1) 職員(常時使用する労働者)に対する健康診断は、1年以内ごとに1回、定期的に行っていますか。 (労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条)</p> <p>※ 短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。</p> <p>① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者</p> <p>② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者</p> <p>※ 健康診断の実施は法で定められていることから、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>27 秘密保持等 1):★ 認可基準第19条 確認基準第27条 (第50条で準用)</p>	<p>2) 職員の健康診断に当たり、特に利用乳幼児の食事を調理する者については、綿密な注意を払っていますか。</p> <p>※ 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 (大量調理施設衛生管理マニュアル(平成29年6月改正・厚生労働省通知))</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	<p>1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。</p> <p>※ 児福法第18条の22には、保育士の秘密保持義務について明記されている。</p> <p>※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>2) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていますか。</p> <p>※ この同意は、保育の提供開始時に、支給認定子どもの保護者から包括的に同意を得ることで足りる。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>3) 「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(個人情報保護委員会(内閣府の外局として設置された行政委員会))等に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人データを含む書類の管理方法は、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。</p> <p>※ 「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成25年厚生労働省告示35号)」は、上記のガイドライン等の施行に伴い、平成29年に廃止されている。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

28 非常災害対策 ★ 認可基準第6条	1) 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
29 安全計画の策定等 ★ 認可基準第6条の2	1) 利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
30 自動車の運行する場合の所在の確認 ★ 認可基準第6条の3	1) 事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
31 衛生管理等 ★ 認可基準第13条	1) 当該事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
32 緊急時等の対応 確認基準第18条 (第50条で準用)	事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
33 事故発生の防止及び発生時の対応 確認基準第32条 (第50条で準用)	1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ※ p32～33の「10 環境及び衛生管理並びに安全管理 2」を一部参照のこと。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合には、速やかに市（保育課）に報告すること。 (参考)「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け内閣府子ども・子育て本部参事官等通知)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。 ※ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	5) 事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	

	<p>※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。</p> <p>※ 業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。</p>	
34 苦情解決 1):★	1) 提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
認可基準第20条 確認基準第30条 (第50条で準用)	2) 1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※（指針解説） 保育所が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、その内容や一連の経過と結果について書面での記録を残すなど、苦情に対応するための体制を整備することが必要である。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められている。</p> <p>※（指針解説） 苦情解決とは、保護者等からの問題提起であり、個別の問題として対応するだけでなく、それを通じて、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図っていくための材料として捉えることが重要である。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
	3) 提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
	4) 提供した特定地域型保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
	<p>※ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知）</p>	
35 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知 確認基準第19条 (第50条で準用)	事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
	<p>※ 市への通知に係る記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
36 情報の提供等 確認基準第28条 (第50条で準用)	1) 特定地域型保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育を選択することができるように、当該事業所が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※（指針解説） 保育所は、保育の内容等、すなわち、一日の過ごし方・年間行事予定・当該保育所の保育方針・職員の状況その他当該保育所が実施している保育の内容に関する事項等について、情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に利用できるようにすることが重要である。</p>	
	2) 当該特定地域型保育について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
37 利益供与等の禁止 確認基準第29条 (第50条で準用)	1) 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

38 会計の区分 確認基準第33条 (第50条で準用)	特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分 していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
39 記録の整備 1):★	1) 職員、財産、 <b>収支</b> 及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにす る記録(帳簿)を整備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
認可基準第18条 確認基準第49条	2) 満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存していますか。 ①特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②特定地域型保育の提供の記録 ③「35 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 ④「34 苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録 ⑤「33 事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について の記録	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

<p>第5 保育所保育指針（保育所保育指針・解説からの抜粋。一部は「第4の運営基準」の関連項目の方に記載。）</p> <p>※ 認可・確認基準で、地域型保育事業においても、保育所保育指針の内容に準じて保育を行うことが定められている。</p> <p>※ 地域型保育事業では該当しない内容もあるが、参考として記載している。</p>			
<p>(第1章 総則)</p>			
<p>1 保育所保育に関する基本原則</p>	<p>保育は、次の基本原則を踏まえて行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>1) 保育所は、入所する子どもの最善の利益（「子どもの権利条約」第3条第1項）を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>2) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>② 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>③ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>④ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。</p> <p>3) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>① 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。</p> <p>② 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること</p> <p>③ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。</p> <p>④ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。</p>		
<p>2 養護に関する基本的事項</p>	<p>保育における養護は、次の基本的事項を踏まえて行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>1) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護（生命の保持、情緒の安定）に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>2) 「生命の保持」に関わるねらい・内容</p> <p>[ねらい]</p> <p>① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。</p> <p>③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。</p> <p>④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。</p> <p>[内容]</p> <p>① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。</p> <p>② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。</p> <p>③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにする。</p> <p>④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄せつ、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。</p> <p>4) 「情緒の安定」に関わるねらい・内容</p> <p>[ねらい]</p> <p>① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</p>		

<p>(続) 2 養護に 関する 基本的事項</p>	<p>③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。</p> <p>④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。</p> <p>[内容]</p> <p>① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉かけを行う。</p> <p>② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。</p> <p>③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。</p> <p>④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。</p>	
<p>3 保育の計画 及び評価</p>	<p>1 全体的な計画は、次の点に留意して作成していますか。</p> <p>1) 上記1の2)に示した「保育の目標」を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>2) 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>3) 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p> <p>2 指導計画（長期的な指導計画、短期的な指導計画）は、次の</p> <p>1) 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>2) 指導計画の作成に当たっては、第2章「保育の内容」及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>② 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>③ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p> <p>3) 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>4) 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p> <p>5) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>6) 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>7) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p> <p>3 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意</p> <p>① 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>④ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

<p>(続) 3 保育の計画及び評価</p>	<p>4 保育内容等の評価は次のとおり行っていますか。</p> <p>1) 保育士等の自己評価</p> <p>① 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>② 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。</p> <p>③ 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>2) 保育所の自己評価</p> <p>① 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>② 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。</p> <p>③ 保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>
<p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p>	<p>5 評価を踏まえた計画の改善は、次のとおり行っていますか。</p> <p>1) 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>2) 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>1) 育みたい資質・能力</p> <p>① 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、上記1の2)に示す「保育の目標」を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」</li> <li>・ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」</li> <li>・ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」</li> </ul> <p>② ①に示す資質・能力は、以下の第2章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。</p> <p>2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、以下の第2章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。</p> <p>① 健康な心と体 保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。</p> <p>② 自立心 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。</p> <p>③ 協同性 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。</p> <p>④ 道徳性・規範意識の芽生え 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。</p> <p>⑤ 社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。</p> <p>⑥ 思考力の芽生え</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>

<p>(続) 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p>	<p>身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p> <p>⑦ 自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりながら関わるようになる。</p> <p>⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。</p> <p>⑨ 言葉による伝え合い 保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。</p> <p>⑩ 豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。</p>
--------------------------------------	---

(第2章 保育の内容)

<p>5 乳児保育に関わるねらい及び内容</p>	<p>乳児保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> </table> <p>1) 基本的事項</p> <p>① 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。</p> <p>② 以下の各視点において示す保育の内容は、上記「2 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p> <p>2) ねらい及び内容</p> <p>① 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。 [ねらい] ・ 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ・ 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする ・ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。 [内容] ・ 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満ちし、心地よく生活をする。 ・ 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。 ・ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。 ・ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。 ・ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。 [内容の取扱い] ・ 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。 ・ 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。</p> <p>② 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」 受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。 [ねらい]</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい			
<input type="checkbox"/> いいえ			

(続)  
5 乳児保育に  
関わるねらい  
及び内容

- ・ 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- ・ 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。
- ・ 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

[内容]

- ・ 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
- ・ 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。
- ・ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- ・ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。
- ・ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

[内容の取扱い]

- ・ 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。
- ・ 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切に、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。

③ 精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

[ねらい]

- ・ 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
- ・ 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- ・ 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

[内容]

- ・ 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- ・ 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- ・ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
- ・ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
- ・ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんでる。

[内容の取扱い]

- ・ 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。
- ・ 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。

3) 保育の実施に関わる配慮事項

- ・ 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- ・ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
- ・ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章「健康及び安全」に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士等及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- ・ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

6 1歳以上3  
歳未満児の保

1歳以上3歳未満児の保育は、次の「基本的事項」、「ねらい及び内容」及び「実施に関わる配慮事項」に留意して行っていますか。

はい  
いいえ

1) 基本的事項

- ① この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄せつの自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。
- ② 以下の各領域において示す保育の内容は、上記「2 養護に関する基本的事項」に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である

2) ねらい及び内容

① 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

[ねらい]

- ・ 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ・ 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

[内容]

- ・ 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- ・ 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
- ・ 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- ・ 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- ・ 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- ・ 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- ・ 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

[内容の取扱い]

- ・ 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ・ 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- ・ 排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。
- ・ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

② 人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

[ねらい]

- ・ 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ・ 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ・ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

[内容]

- ・ 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- ・ 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- ・ 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
- ・ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
- ・ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- ・ 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

[内容の取扱い]

- ・ 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。

(続)  
6 1歳以上3  
歳未満児の保  
育に関わるね  
らい及び  
内容

- ・ 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。
- ・ この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

③ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

[ねらい]

- ・ 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- ・ 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ・ 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

[内容]

- ・ 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ・ 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- ・ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- ・ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- ・ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- ・ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

[内容の取扱い]

- ・ 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
- ・ 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
- ・ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

④ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

[ねらい]

- ・ 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ・ 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ・ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

[内容]

- ・ 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ・ 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- ・ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- ・ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- ・ 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ・ 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- ・ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

[内容の取扱い]

- ・ 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- ・ 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの中でのやり取りを行うようにすること。
- ・ この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの中での工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

(続)  
6 1歳以上  
3歳未満児の  
保育に関わる  
ねらい及び  
内容

⑤ 感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

[ねらい]

- ・ 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ・ 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ・ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

[内容]

- ・ 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ・ 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ・ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- ・ 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ・ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

[内容の取扱い]

- ・ 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- ・ 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- ・ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

3) 保育の実施に関わる配慮事項

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
- ・ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
- ・ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

( 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 ……略 )

7 保育の実施  
に関して留意  
すべき事項

保育の実施に関して、次のとおり留意していますか。

はい  
いいえ

1) 保育全般に関わる配慮事項

- ・ 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- ・ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ・ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- ・ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- ・ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- ・ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

2) 小学校との連携 (略)

3) 家庭及び地域社会との連携

- ・ 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

(第3章 健康及び安全)

8 子どもの健康支援	<p>1 子どもの健康状態及び発育・発達状態については、次のとおり把握していますか。</p> <p>1) 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>子どもの健康状態の把握は、嘱託医と嘱託歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による日々の子どもの心身の状態の観察、更に保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって、総合的に行う必要がある。</li><li>観察すべき事項としては、機嫌、食欲、顔色、活動性等のどの子どもにも共通した項目と、一人一人の子ども特有の疾病等に伴う状態がある。</li><li>発育状態の把握の方法としては、定期的に身長や体重等を計測し、前回の計測結果と比較する方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べることが大切である。</li><li>発達状態については、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握する。</li></ul> <p>2) 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通して子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>3) 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>※ 虐待の早期発見・通告については、p7の「15 虐待の防止」を参照のこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>2 子どもの健康増進に当たっては、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>2) 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>3 子どもの疾病等については、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>[感染経路対策]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>感染症の流行を最小限にするためには、飛沫感染対策として、換気をこまめに行う。また、咳やくしゃみなどを人に向けないようにする。マスクが無くて咳などが出そうな時はハンカチなどで口を覆う等の咳エチケットを、日常生活の中で子どもたちが身に付けられるようにしていく。</li><li>空気感染対策としては、水痘、麻疹、結核といった空気感染する感染症が疑われる場合には、その子どもをすぐに他の子どもたちとは別保育とし、換気を行う。保護者に連絡して受診を勧める。</li><li>接触感染対策としては適切な手洗いをすることが最も重要であり、正しい手洗いの方法を身に付けさせる必要がある。</li><li>人の血液などを介して感染する感染症の予防では、血液や汗を除く体液（喀痰、尿、糞便等）などに触れる時には、必ず使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後は流水と石けんで手洗いをし、血液等が触れた場所は消毒するといった「標準予防策」をとる必要がある。</li></ul> <p>※ (参考)「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」(平成30年3月厚生労働省)</p> <p>3) アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>子どものアレルギー疾患は、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等様々あり、保護者からその対応を求められることが非常に多い。なかでも食物アレルギーとアナフィラキシーに関しては、誤食等の事故などにより生命が危険に晒されるおそれがあるため、常に適切な対応を行うことが重要である。</li></ul>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

(続)  
8 子どもの  
健康支援

日頃の管理として、生活環境の整備（ダニ・ホコリの管理等）や与薬及び外用薬塗布管理、食物アレルギーであれば給食管理、緊急時対応等が求められる。

(補足) アナフィラキシー

： アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態

※(参考)「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」(平成31年4月厚生労働省)

- ・ 食物アレルギーのある子どもの誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性がある。食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。その上で、安全性を最優先とした、人為的な間違いや失敗についての対策を講じることが重要である。

4) 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

- ・ 救急用の薬品や、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を習熟しておく必要がある。

- ・ 保育所において子どもに薬(座薬等を含む。)を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

- ・ 救急蘇生を効果的に行うためには、子どもの急変を早期に発見することが重要であり、日頃の健康状態の把握や保健管理のあり方が大きな意味をもつ。また、保育士等をはじめ全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。自動体外式除細動器(AED)が設置してある場合は、その操作について習熟しておく。

- ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。生後2か月から6か月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。

SIDSは、うつぶせ、仰向けのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査から分かっており、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。また、睡眠時に子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息事故を未然に防ぐことにつながるものである。

9 食育の推進

1 食育基本法を踏まえ、保育所の特性を生かした食育を、次のとおり行っていますか。

はい  
いいえ

- 1) 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- 2) 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- 3) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

- ・ 日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。

その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。

2 食育の環境の整備等を次のとおり行っていますか。

はい  
いいえ

- 1) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- 2) 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- 3) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

<p>(続) 9 食育の推進</p>	<p>※(参考) 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(平成16年3月厚生労働省) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版」(平成31年4月厚生労働省) 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)</p>	
<p>10 環境及び衛生管理並びに安全管理</p>	<p>1 保育の環境整備や衛生管理に当たっては、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切である。その際、消毒薬などは子どもの手の届かない場所で保管、管理し、誤飲の防止等、安全の徹底を図らなくてはならない。</li> <li>・ 保育室をはじめとした保育所内の各室、調理室、トイレ、園庭、プールなど各設備の衛生管理はもちろんのこと、歯ブラシやコップ、寝具、床、棚、おむつ交換台、ドアノブ、手洗い用の蛇口など各備品、特に低年齢児では直接口に触れることも多い玩具は、日々状態を確認し、衛生管理を行う。</li> <li>・ 調理室や調乳室では、室内及び調理や調乳のための器具、食器を清潔に保つとともに、食品の品質等の管理、入室時の外衣や帽子の着用といった衛生管理が必要である。</li> <li>・ 園庭や砂場では、動物の糞尿の処理、樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔を保つことなどが必要である。</li> <li>・ プールでは、設備の消毒や水質の管理、感染症の予防のほか、利用時については、重大事故が発生しやすい場面であることを踏まえた安全管理の徹底に努める。</li> </ul> <p>2) 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。散歩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付けておくことが必要である。嘔吐物や糞便等の処理に当たっては、使い捨てのマスクやエプロン、手袋等の使用や手洗いの徹底など、感染防止のための処理方法とその実施を徹底しておく。</li> <li>・ 調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や、子どもの食事の介助を行う場合には、手洗いや備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底することが重要である。</li> <li>・ 全職員は自己の健康管理に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに施設長に報告し、自らが感染源にならないよう、適切に対処することが必要である。</li> </ul> <p>(食中毒の予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒の予防に向けて、日常的に、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう取り組むことが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、その世話の後、必ず手洗い等を徹底させる。</li> <li>・ 調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど、衛生面の指導を徹底することが必要である。</li> </ul> <p>(食中毒発生時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒が発生した場合に備えて、食中毒発生に関する対応マニュアルの作成と全職員への周知も重要である。食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもを別室に隔離するとともに、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。</li> <li>・ 食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底する。</li> </ul> <p>※(参考)「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月改正・厚生労働省通知) (補足) 当該マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるが、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう通知が出ている。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>
	<p>2 保育中の事故防止や安全対策については、次のとおり対応していますか。</p> <p>1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。</li> <li>・ 日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。</li> <li>・ 保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>

(続)  
10 環境及び  
衛生管理  
並びに  
安全管理

- ・ 重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。
- 2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
  - ・ 乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝させることが重要である。  
睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。  
また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。
  - ・ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。  
また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなりリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。
  - ・ 食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。
  - ・ なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。
- 3) 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。
  - ・ 重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。
  - ・ 日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。
  - ・ 施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。  
子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

※（参考）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）

11 災害への  
備え

- 1 施設・設備等の安全性が確保されるように、次のとおり取り組んでいますか。 はい いいえ
- 1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- ・ 施設の安全点検を定期的に行うとともに、消防設備や火気使用設備の整備及び点検を定期的に行うことは、安全性の確保の基本である。消火器は落下や転倒しない場所に設置し、その場所と使用方法について全職員に周知する。
  - ・ 施設の入出口や廊下、非常階段等の近くには物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにしておくとともに、経路に怪我の要因となるような危険がないか、日常的に点検を行う必要がある。
  - ・ 地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。
  - ・ 地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。

<p>(続) 11 災害への備え</p>	<p>2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。</li> <li>日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。</li> </ul>	
	<p>2 災害発生時の対応体制を次のとおり整備し、避難に備えていますか。</p> <p>1) 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルの作成に当たっては、それぞれの保育所に応じた災害の想定を行い、保育所の生活において、様々な時間や活動、場所で発生しうることを想定し、それに備えることが重要である。</li> </ul> <p>2) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練は、災害発生時に子どもの安全を確保するために、職員同士の役割分担や子どもの年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子ども自身が発達過程に応じて、災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けていくことを目指して行われることが重要である。</li> </ul> <p>3) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は電話等が繋がらないことを想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせておく。また、保護者自身の安否を円滑に保育所に伝えてもらえる仕組みをあらかじめ整え、それを周知することも大切である。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	<p>3 地域の関係機関等と災害発生時に連携が取れるよう、次のとおり取り組んでいますか。</p> <p>1) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に連携や協力が必要となる関係機関等としては、消防、警察、医療機関、自治会等がある。また、地域によっては、近隣の商店街や企業、集合住宅管理者等との連携も考えられる。こうした機関及び関係者との連携については、市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築することが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実態に応じて必要な連携や協力が得られるようにしておくことが必要である。</li> </ul> <p>2) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練については、その実施内容等を保護者に周知し災害発生時の対応について認識を共有したり、災害発生時の連絡方法を実際に試みたり、子どもの引渡しに関する訓練を行うなど、保護者との連携を図っていく。また、地域の関係機関の協力を得ながら、地域の実情に応じた訓練を行うことが望ましい。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>(第4章 子育て支援)</p>		
<p>12 子育て支援</p>	<p>保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子ども の健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを 家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよ う、次の事項に留意して行っていますか。</p> <p>1) 保育所における子育て支援に関する基本的事項</p> <p>① 保育所の特性を生かした子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。</li> <li>保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。</li> </ul> <p>② 子育て支援に関して留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。</li> <li>子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。</li> </ul> <p>2) 保育所を利用している保護者に対する子育て支援</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(続)  
12 子育て  
支援

- ① 保護者との相互理解
    - ・ 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
    - ・ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。
  - ② 保護者の状況に配慮した個別の支援
    - ・ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。
    - ・ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
    - ・ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。
  - ③ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援
    - ・ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
    - ・ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
- 3) 地域の保護者等に対する子育て支援
- ① 地域に開かれた子育て支援
    - ・ 保育所は、児福法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。
    - ・ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。
  - ② 地域の関係機関等との連携
    - ・ 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。
    - ・ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

(第5章 職員の資質向上)

※ p9～p10の「25 勤務体制の確保等」の4)、5)に記載している。

第6 地域型保育給付費		
1 基本的事項 費用通知 2(1)(2) 4(1)(2)(3)	1) 費用の額は、 <b>令和7年子ども家庭庁告示第9号</b> （以下「告示」という。）の別表第3の居宅訪問型保育事業（保育認定）により算定していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格は、次のとおり日割りにより算定していますか。 【月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法】 告示により算定された各月の公定価格 × その月の月途中の利用開始日からの開所日数（※1） ÷ 日数（※2） 【月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法】 告示により算定された各月の公定価格 × その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数（※1） ÷ 日数（※2） ※1：特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、（※2）の「日数」を超える場合は「日数」とする。 ※2：教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 20日 上記以外の子どもの場合 25日 注）上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No.135) ※（各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。） 「各月初日の利用子どもの単価に加算」、「3月初日の利用子どもの単価に加算」又は「各月（3月）初日の利用子ども数で除して得た額とする」等と記載のある加算については、日割り計算の対象から外れる。このような加算は、あくまで、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中で退所しても日割りは行わない。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格は、次のとおり算定していますか。 ・ 保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。 ・ なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ上記2）により算定すること。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 地域区分等	地域区分等は、次のとおり適用していますか。 ・ 地域区分： 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第1による区分を適用する。[志木市：15/100地域] ・ 認定区分： 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。 ※ 年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算（区分1及び区分2）、保育士比率向上加算、障害児保育加算及び夜間保育加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用する。 ・ 保育必要量区分： 利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。 (公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No.13) ※ 他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用される。 また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになる。 なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 基本分単価	1) 基本分単価は、地域区分、認定区分、保育必要量区分（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額としていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2) 基本分単価に含まれる職員構成を充足することについては、p4の「1 職員」、「2 公定価格上の配置基準（基本部分）」で点検してください。	
(基本加算部分)		
4 処遇改善等加算	当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの（別表第二において「区分一及び区分二」という。）並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの（別表第二において「区分三」という。）をいう。	

<p>費用 第1条 十七～二十一</p> <p>費用通知 別紙 Ⅲ</p> <p>[加算認定] 申請に基づき 県が認定 (市を經由)</p>	<p>基礎分は、当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、下記の表に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。</p> <p>賃金改善分は当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。</p> <p>加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。</p> <p>賃金改善分は当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。</p>		
<p>処遇改善等加算の用語の定義P42、43</p>	<p>※ 加算額の算定</p> <p>区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額。(注1、2)</p> <p>区分3については、処遇改善等加算(区分3)－①地域区分及び②定員区分の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(注1) 地域区分に応じた単価× [(加算率(a)+加算率(b))×100] +加算率(c)</p> <p>(注2) (a)は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び改正告示附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。</p> <p>※ 加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定する。</p>		
	<p>(第1 目的・対象)</p> <p>1 目的</p> <p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額(以下「公定価格」という。)において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用(区分1「基礎分」。以下単に「区分1」という。)、職員の賃金の改善に要する費用(区分2「賃金改善分」。以下単に「区分2」という。)、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用(区分3「質の向上分」。以下単に「区分3」という。)を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。</p>		
	<p>2 対象施設・事業所</p> <p>特定教育・保育施設(都道府県又は市町村が設置するものを除く。)及び特定地域型保育事業所(都道府県又は市町村が運営するものは、告示の別表に定める加算率(c)に対応するものに限る。)(以下「施設・事業所」という。)とすること。</p>		
	<p>(第2 処遇改善等加算の要件)</p> <p>1 区分1の要件</p>		
	<p>当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は区分3の適用を受けていますか(以下、「キャリアパス要件」という。)</p> <table border="1" data-bbox="975 1480 1086 1547"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> </tr> </table> <p>※ ただし、令和7年度に限り、キャリアパス要件に適合しない場合は、区分2の割合からキャリアパス要件分の割合を減じることとする。</p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を面で整備し、全ての職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)に周知していること。</p> <p>ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めていること。</p> <p>(2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修(通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。)の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。</p> <p>ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		

(続)  
4 処遇改善等  
加算

イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。

2 区分2及び区分3に係る共通の要件

区分2及び区分3に係る共通の要件として以下の条件に適合していますか はい いいえ

加算当年度(加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。)の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、加算による改善等実績総額が加算額を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金(退職金(注1)及び法人の役員等としての報酬、法定福利費等の事業主負担分を除く。以下同じ。)と加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分として支払うこと(注2)。

(注1) 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

(注2) 加算額には職員の賃金の改善に伴う法定福利費等の事業主負担分が含まれていることから、加算額との比較に当たっては、実際に支払った職員の賃金の改善に併せて増加する法定福利費等の事業主負担分も含めることができる。

(2) 区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。

(3) 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。

(4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金として支払うこと。なお、①が②を下回った場合において、以下に掲げる必要事項を記載した特別な事情に係る届出をした場合については、要件を満たすものとする。

(必要事項)

- ・事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況
- ・賃金水準の引き下げの内容
- ・経営及び賃金水準の改善の見込み
- ・賃金水準を引き下げることに伴って、適切に労使の合意を得ていること等

(留意点)

※1. 施設・事業所全体の超過勤務手当が基準年度と比べて増加(減少)している場合は、超過勤務手当の差額を「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」から差し引く(加える)調整をしても差し支えない。

※2. (1)の要件を満たした上で、加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合、加算当年度にその部分を一時金等として支払った場合に、減額調整を行うことが可能である。

(5)賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること

3 区分3の要件

3 区分3の要件として以下の条件に適合していますか はい いいえ

加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 次に掲げる職員(以下、「研修修了者」という。)が少なくとも合計1人以上いること。(注1)

i 副主任保育士等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。)

a 副主任保育士・専門リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは中核リーダー・専門リーダー(幼稚園及び認定こども園)又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること(注2)。

b 概ね7年以上の経験年数(注3)を有するとともに、別に定める研修を修了していること。

ii 職務分野別リーダー等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。)

a 職務分野別リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは若手リーダー(幼稚園及び認定こども園)又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること(注2)。

b 概ね3年以上の経験年数(注3)を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。

(続)  
4 処遇改善等  
加算

iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者

(注1) 加算当年度の4月1日時点の研修修了者(年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者(以下「研修終了見込みの者」という。)を含まない。)の人数で判断することとする。なお、加算当年度の4月1日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を1人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できることとする。

(注2) 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあつては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。

(注3) 職員の経験年数の算定については、第4の2に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替える。

(2) 次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。

i 告示の別表に定める区分3-①(以下、「区分3-①」という。)副主任保育士等(注1)(注2) ii 告示の別表に定める区分3-②(以下、「区分3-②」という。)職務分野別リーダー等(注1)

(注1) 研修終了見込みの者を含む。

(注2) 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職(幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭、主幹教諭等及び主幹保育教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。)の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。

(3) 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。

区分3-①副主任保育士等月額4万円を超えないものとする。

区分3-②職務分野別リーダー等原則として月額5千円(注1)。ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円未満とすることができる。

(注1) 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度において残額が生じた場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。

(第3 処遇改善等加算の認定)

1 処遇改善等加算の認定主体及び加算申請書の提出時期

改善等加算の認定に関する事務は、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行っていますか。

<input type="checkbox"/> はい	
<input type="checkbox"/> いいえ	

(1) 指定都市、中核市及び特定市町村(都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。)(以下「指定都市等」という。)が管轄する施設・事業所については、当該指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。これらの施設・事業所は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。

(2) 一般市町村(指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。)が管轄する施設・事業所については、当該一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者へ通知することとする(市町村通知)。

これらの施設・事業所は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

2 認定書類

認定に当たって施設・事業所の設置者・事業者から徴する書類は、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところによることとしていますか。

<input type="checkbox"/> はい	
<input type="checkbox"/> いいえ	

(1) 区分1に係る書類

(続)  
4 処遇改善等  
加算

施設・事業所の設置者・事業者から、別紙様式1「加算率等認定申請書(処遇改善等加算)」、別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴すること。ただし、過年度に別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴しており、その内容に変更がない場合又は加算当年度に区分3の認定を行う場合については、別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴することを要しないこととする。

(2) 区分2に係る書類

区分1の認定に当たって徴する書類に加え、施設・事業所の設置者・事業者から、別紙様式4「賃金改善計画書(処遇改善等加算)」、別紙様式4別添1「賃金改善明細書」及び見込平均利用子ども数の算出方法を示した書類を徴すること。その際、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要があると認める場合には、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること(市町村担当)。

また、区分2に係る加算額の一部を、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に充てる場合は、別紙様式4別添2「同一の事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を徴すること(市町村担当)。

ただし、加算当年度の前年度に区分2(加算当年度の前年度が令和6年度の場合は、処遇改善等加算Ⅰ又はⅢとする。)の適用を受けている施設・事業所から、別紙様式5「賃金改善の誓約書」を徴するとともに、施設・事業所の設置者・事業者がその内容を職員に対して周知している場合は、別紙様式4、別紙様式4別添1及び別紙様式4別添2を徴することを要しない。第2の2(4)の要件を満たすために必要な場合は、別紙様式7の「特別な事情に係る届出書」を提出すること。

(3) 区分3に係る書類

区分2の認定に当たって徴する書類に加え、施設・事業所から、別紙様式3「加算算定対象人数等認定申請書(区分3(質の向上分))」及び加算算定対象人数の算出方法を示した書類を徴すること。また、見込平均利用子ども数を用いて加算算定対象人数を算定した場合は、見込平均利用子ども数の算出方法を示した書類を徴すること。

ただし、加算当年度の前年度に区分3(加算当年度の前年度が令和6年度の場合は、処遇改善等加算Ⅱとする。)の適用を受けている施設・事業所から、別紙様式5「賃金改善の誓約書」を徴するとともに、施設・事業所の設置者・事業者がその内容を職員に対して周知している場合は、別紙様式4、別紙様式4別添1及び別紙様式4別添2を徴することを要しない。第2の2(4)の要件を満たすために必要な場合は、別紙様式7の「特別な事情に係る届出書」を提出すること

3 事務処理の簡素化

同一の市町村が管轄する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で一括して申請させるなど、事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。

(第4 加算額の算定)

1 要件の確認に係る区分1及び区分2の加算見込額の算定

区分2及び区分3に係る共通の要件の確認に係る区分1及び区分2の加算見込額の算定は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額(千円未満の端数は切り捨て)をいう。

<算式>

$$\text{「加算当年度の区分1及び区分2の単価の合計額」} \times \{ \text{「加算率」} \times 100 \} \times \text{「見込平均利用子ども数」} \times \text{「賃金改善実施期間の月数」}$$

<input type="checkbox"/> はい
<input type="checkbox"/> いいえ

2 実際の加算額の算定に係る区分1及び区分2の加算率と加算額の算定

実際の加算額の算定に当たって、区分1及び区分2に係る加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合としていますか。

<input type="checkbox"/> はい
<input type="checkbox"/> いいえ

※ 加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定すること。

※ 区分2「賃金改善分」の加算額の算定に用いる加算率について、令和7年度に限り、キャリアパス要件に適合しない場合には、区分2の割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合とし、区分2「賃金改善分」の要件に適合しない場合は、0%とすること。

加算率については、以下の加算率区分表を参照すること

(加算率区分表)

職員1人当たりの平均経験年数	加算率	
	区分1(基礎分) (加算率a)	区分2(賃金改善分)
		うちキャリアパス要件分

(続)  
4 処遇改善等  
加算

11年以上	12%	7% (加算率 (b)) + 加算率 (c)	2% (加算率 (b))
10年以上 11年未満	12%	6% (加算率 (b)) + 加算率 (c)	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

【職員1人当たりの平均経験年数】

※ その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（注1）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（注2に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てとする。）とする（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たりの平均経験年数を算定すること）。

なお、勤続年月数の確認に当たっては、施設・事業所による職歴証明書のほか、雇用保険加入履歴や年金加入記録等から推認する取扱いも可能である。

（注1） 当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあつては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

（注2） ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所

②学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び同法第124条に定める専修学校

③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）を行う施設・事業所

④児福法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業を行う事業所（乳児等通園支援事業）及び第12条の4に定める施設（児童相談所に設置された一時保護所）

⑤認可外保育施設（児福法第59条の2第1項に定める施設）で、以下に掲げるもの

- ・地方公共団体における単独保育施策による施設
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設
- ・企業主導型保育施設
- ・幼稚園に併設された施設
- ・上記以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設

⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

※ 「職員1人当たりの平均経験年数」の算定は、加算当年度の4月1日（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所にあつては、支援法による確認を受けた日）時点で行うこと。区分3の職員の経験年数の算定はこれに準じる。

3 区分3の加算算定対象人数の算定

区分3の加算算定対象人数の算定について、以下の通り算定していますか。

はい  
いいえ

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所

区分3-①の「人数A」又は区分3-②の「人数B」は、次の<算式>により算定すること（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。ただし、第2の3（1）iとiiiに定める研修修了者が人数Aに達しない場合は、人数Aは当該研修修了者の人数で算定し、第2の3（1）iiに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は、人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。

<算式>

「人数A」 = 「基礎職員数」 × 1 / 3

(続) 4 処遇改善等 加算	※ 区分3の加算算定対象人数の算出の基礎とする職員数 【小規模保育事業（A型又はB型）】の場合 以下のa～dの合計に1.3を加え、eを減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 {1, 2歳児数×1/6 ((小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数×1/3 (同)} + 1 (小数点第1位以下四捨五入) ※1 障害児保育加算を受けている場合 i) 1歳児配置改善加算を受けていない場合 次の算式により算出された数 {1, 2歳児数 (障害児を除く) ×1/6 ((小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数 (同) ×1/3 (同)} + {障害児数×1/2 (同)} + 1 (小数点第1位以下四捨五入) ii) 1歳児配置改善加算を受けている場合 次の算式により算出された数 {2歳児数 (障害児を除く) ×1/6 ((小数点第2位以下切り捨て)} + {1歳児数 (障害児を除く) ×1/5 (同)} + {0歳児数 (同) ×1/3 (同)} + {障害児数×1/2 (同)} 1 (小数点第1位以下四捨五入) ※2 1歳児配置改善加算を受けている場合 {1, 2歳児数×1/6 (同)} を {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} に置き換えて算出 b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6 e 食事に提供について自園調理または連携施設等から搬入以外の方法による減算を受けている場合 1		
	【小規模保育事業（C型）】の場合 以下のa～cの合計に1.6を加え、dを減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の割合により算出する数 利用子ども3人 (家庭的保育補助者を配置する場合は5人) につき1人 (小数点第1位以下四捨五入) ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 {利用子ども数 (障害児を除く) ×1/5 ((小数点第2位以下切り捨て)} + {障害児数×1/2 (同)} 1 (小数点第1位以下四捨五入) b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4 c 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6 d 食事に提供について自園調理または連携施設等から搬入以外の方法による減算を受けている場合 1		
	4 区分3の加算額の算定		
	区分3の加算額は、以下に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額としていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	(1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業 (利用定員5人以下の事業所に限る。) 及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所次に掲げる<算式>により算定した額の合算額をいう。 <算式> 区分3-① 「区分3-①に係る単価」×「人数A※」×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て) ※ 第2の3(1) iとiiiに定める研修修了者が人数Aに達しない場合は、人数Aは当該研修修了者の人数で算定すること。 区分3-② 「区分3-②に係る単価」×「人数B※」×「賃金改善実施期間の月数」(同) ※ 第2の3(1) iiに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は、人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。		
5 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定			
国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分は、上記(処遇改善等加算の要件)「2 区分2及び区分3に係る共通の要件」の記載の通り、その全額を賃金の改善に充てることを処遇改善等加算の要件としていることから、金額の算定等については、以下のとおりとしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
(1) 公定価格における人件費の改定分の額の算定 加算当年度と実績報告時において、それぞれ以下の方法で計算した額とする。また、補正予算により公定価格における人件費の改定がなされる場合、当初予算に基づく公定価格からの増額分を人件費の改定分の額として算定することができる。具体的には、補正予算の成立の際に別途通知で示すものとする。 (加算当年度)			

(続)  
4 処遇改善等  
加算

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の区分1に係る単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9(調整率)

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「<算式1>により算定した金額」

(実績報告時)

次の<算式3>により算定した額から<算式4>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式3>

「加算当年度の区分1に係る加算額総額(増額改定又は減額改定を反映させた額)」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた区分1に係る加算率」×0.9(調整率)

<算式4>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「<算式3>により算定した金額」

(2) 公定価格における人件費の改定分の額の通知・要請(市町村担当)

市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者等に速やかに通知すること。その際、広域利用子ども分の影響額については、施設の所在する市町村において通知すること。

この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについても要請すること。

また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費を引き下げられる場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額(上記の第4に示す<算式1>又は<算式3>により算出される減額改定分)を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。

(第5 賃金の改善)

1 加算額の使途

加算額の使途として以下の要件に適合していますか。

はい

いいえ

区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等(注)に適切に充てること。  
区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善(注)に確実に充てること。

また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金の改善(注)に確実に充てること。

(注) 当該加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分に充てても良いこと。

2 賃金改善の方法

賃金改善の方法として以下の要件に適合していますか。

はい

いいえ

<p>(続) 4 処遇改善等加算</p>	<p>処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注1）を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。</p> <p>区分2に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。</p> <p>区分3の「質の向上分」に係る加算額については、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等（注2）に対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。</p> <p>また、区分2及び区分3を併せた加算による改善額のうち1/2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。</p> <p>(注1) 基準年度と比べて加算額が減少する場合や施設独自の改善を実施しないこととした場合、必要事項を記載した別紙様式7「特別な事情に係る届出書」を提出した場合については、この限りではない。また、3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと。</p> <p>(注2) 年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者を含む。</p>					
	<p>3 他の施設・事業所の賃金改善への充当</p> <p>区分2に係る加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（注）における賃金の改善に充てることができること。</p> <p>(注) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。</p>					
	<p>4 加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱い</p> <p>加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱いとして以下の要件に沿って対応していますか。</p> <table border="1" data-bbox="975 1093 1086 1167"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> <td></td> </tr> </table> <p>加算当年度の終了後、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」を下回った場合は、その翌年度内に速やかに、その差額の全額（以下「加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額」という。）を一時金等により支払い、職員の賃金の改善に充てること。なお、①が②以上となった場合であっても、「加算による改善等実績総額」が区分2及び区分3に係る加算額を下回った場合には、その差額の全額を一時金等により速やかに支払い、職員の賃金の改善に充てること。</p> <p>また、第3の1により加算の認定を行った地方自治体は、加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。</p>		<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> はい						
<input type="checkbox"/> いいえ						
	<p>(第6 実績報告)</p> <p>実績報告について下記の要件の通り実施していますか。</p> <table border="1" data-bbox="975 1529 1086 1603"> <tr> <td><input type="checkbox"/>はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>いいえ</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> はい						
<input type="checkbox"/> いいえ						
	<p>処遇改善等加算の適用を受けた施設・事業所の設置者・事業者は、加算当年度の翌年度速やかに、第2の加算要件を満たした別紙様式6「賃金改善実績報告書」を市町村の長に対して提出すること。また、加算要件の適否に当たっては、加算による改善見込額は加算による改善実績額、加算見込額は加算実績額、賃金見込額は支払賃金額と読み替えて適用すること。</p> <p>加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、別紙様式6においてそれに伴う対応（注）を反映させること。</p> <p>(注) 第2の2(3)を参照。</p> <p>加えて、職員ごとの賃金水準や賃金改善等実績額を示す明細書（別紙様式6別添1）を添付すること。</p> <p>区分2に係る加算額を複数の施設・事業所間で調整した場合には、施設・事業所ごとの抛出・受入の実績に係る内訳表（別紙様式6別添2）を添付すること。</p> <p>また、処遇改善等加算の区分2及び区分3の適用を受けた施設・事業所は、賃金の改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管し、市町村からこの提供を求められた場合には提出をしなければならないこと。</p>					

<p>5 資格保有加算</p> <p>費用通知別紙9 III 2⑥</p> <p>[加算認定]申請に基づき市が認定</p>	<p>1) 資格保有加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。</p> <p>保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置すること。</p> <p>※ 利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する家庭的保育者の資格の保有状況によること。</p> <p>※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>6 休日保育加算</p> <p>費用通知別紙9 III 5⑦</p> <p>[加算認定]申請に基づき市が認定</p>	<p>1) 休日保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。</p> <p>日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、常態的（注）に保育を必要とする保育認定子どもが利用する事業所に加算する。</p> <p>（注）各月における休日等の日数の合計に対して、概ね 3/4 以上の利用が見込まれること。</p> <p>（公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No41）</p> <p>加算要件：母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜※の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用されます。</p> <p>※ 概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。</p> <p>※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。</p> <p>2) 加算額は、次のとおり算定していますか。</p> <p>地域区分等に応じた単価+（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された（加算率(a)+（加算率(b)）×100）</p> <p>※</p> <p>（ア）加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が休日等における利用状況を確認のうえ行うこととする。</p> <p>（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、1）の要件に適合しなくなった場合には、1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする</p> <p>3) 翌年4月末日までに実績報告書を市に提出していますか。</p> <p>（公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No98、99、100）</p> <p>※ 休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできない。保護者のいずれかが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできる。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできない。</p> <p>就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられる。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになる。</p> <p>※（常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることについて）</p> <p>就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないことになるが、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではない。その場合、別途の利用料を徴収することはできない。</p> <p>※ 日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等を提供することが基本であるが、（休日に自園調理を行うことが困難である場合など）保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられる。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当	

<p>7 夜間保育加算</p> <p>費用通知 別紙9 III 4⑧</p> <p>[加算認定]申請に基づき市が認定</p>	<p>1) 夜間保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。</p> <p>母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜（注）の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合。</p> <p>（注）夜間及び深夜：概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね 3/4 以上見込まれること。</p> <p>2) 加算額は、次のとおり算定していますか。</p> <p>地域区分等に応じた単価 +（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された（加算率(a)+（加算率(b))×100）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>非該当</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	
<p>8 連携施設加算</p> <p>費用通知 別紙9 III 5⑨</p>	<p>1) 連携施設加算を算定している場合、以下の ア)・イ) のいずれかに適合していますか。</p> <p>ア) 事業者等は、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（※）を適切に確保していますか。</p> <p>※ 市町村が連携施設の確保が著しく困難・代替保育連携協力者の確保が著しく困難と判断した場合は小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者も含む</p> <p>イ) 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設やその他の市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <p>※ 加算の認定</p> <p>a) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行う。</p> <p>b) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、1)の要件に適合しなくなった場合には、1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする</p> <p>※ 加算の算定</p> <p>加算額は、地域区分等及び障害・疾病のある子どもを保育する場合（注）又はそれ以外の場合の別にに応じて定められた額とする。</p> <p>（注）家庭的保育事業等設備運営基準第37条第一号（障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児）に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する場合をいう。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	
(加減調整部分)			
<p>9 特定の日に保育を行わない場合</p> <p>費用通知 別紙9 IV 1⑩</p>	<p>1) 特定の日に保育を行わない場合、定められた調整額を算定（減算）していますか。</p> <p>※ 事業所を利用する保育認定子どもについて、月曜日から土曜日までのうち特定の日において保育の利用希望が無いなど、保育認定子どもが利用しない日が予め決まっているときに保育を行わない事業所に適用する。</p> <p>※ （ア）調整の適用は、支給認定保護者が居住する市町村長が各月の利用状況（予定）を確認のうえ行うこととする。</p> <p>（イ）市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、1)の要件に適合しなくなった場合には、1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする</p> <p>2) 調整額は以下の通り算定（減算）していますか。</p> <p>※ 調整額は、適用される基本分単価、処遇改善等加算（区分1及び区分2）、夜間保育加算及び連携施設加算の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た数に、週当たりの保育を行わない日数を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）なお、本調整の算定上の「週当たりの保育を行わない日数」は、その月の特定の日に保育を行わない日数（閉所日数）を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>非該当</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	

(特定加算部分)		
<p>10 第三者 評価受審加算</p> <p>[加算認定] 申請に基づき 市が認定</p> <p>費用通知 別 紙9 V 1②</p>	<p>1) 第三者評価受審加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
	<p>「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所であること。</p> <p>※ 当該加算については、1事業所につき1件までを限度とする。</p>	
	<p>※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。</p> <p>その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。</p> <p>※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。</p>	
	<p>2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>加算額は、定められた額を、3月初日に利用する子どもの単価に加算（※）する。</p> <p>※ 事業所所在市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。なお、事業所所在市町村での利用がない場合については、当該事業所を利用する子どもが最も多く居住する市町村の利用子ども1人の単価に加算すること</p>		

第8 その他		
1 変更の届出	下記の事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市(保育課)に届け出ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
支援法第47条 支援法施行規則第41条	<p>※ 届出が必要な変更事項(確認に係る変更届) [特定地域型保育事業所]</p> <p>①事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき は、当該事務所を含む。)の名称及び所在地</p> <p>②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該確認に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>④事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要</p> <p>⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所</p> <p>⑥運営規程</p> <p>⑦当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑨連携協力を行う特定教育・保育施設の名称</p> <p>※ 運営規程の軽微な変更の場合 運営規程の変更は全て届出が必要となるが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に1度更新することを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。 (事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p88)</p> <p>※ 利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市に届け出なければならない。</p> <p>※ 認可に係る変更届では、下記の事項を変更するときは、市(保育課)への届出が必要とされている(児福法施行規則第36条の36第3項、第4項)。 &lt;変更しようとするときに、あらかじめ届出が必要な項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</li> <li>・事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)</li> <li>・経営の責任者、福祉の実務に当たる幹部職員の変更</li> </ul> <p>&lt;変更から1か月以内に届出が必要な項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、種類及び位置</li> <li>・法人の名称変更等(他の法人への事業譲渡等は除く)</li> </ul>	
2 保育に係る情報の公表	1) 提供する保育に係る情報を、「子ども・子育て支援情報公表システム」に登録し、公表されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
支援法第58条 支援法施行規則第50条	<p>※ 保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から各都道府県への報告を義務付けているもの。 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときは、施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないとされている。</p> <p>※ 主な報告事項</p> <p>①運営法人に関する事項      ②施設・事業所に関する事項      ③従業者に関する事項</p> <p>④保育等の内容に関する事項      ⑤利用料等に関する事項</p> <p>※ 令和2年9月から、WAMNET(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト)の「子ども・子育て支援情報公表システム(愛称:ここdeサーチ)」で全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となっている。→ <a href="https://www.wam.go.jp/kokodesearch/">https://www.wam.go.jp/kokodesearch/</a></p> <p>※ 公表までの流れ (県)各事業者の基本情報等を登録 → (施設)施設の詳細情報を登録し、申請 → (市)承認 → (県)承認 → 公表</p>	
	2) 公表情報について、毎年度更新していますか。(公表情報に変更がない場合も、その旨の届出が必要です。)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

3 法令遵守等の業務管理体制整備	1) 業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関（以下の区分ごとの届出先）に届け出ていますか。 (届出年月日) _____ (届出先) _____  ※届出先	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合</td> <td style="width: 30%;">内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)</td> </tr> <tr> <td>② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)</td> <td>市町村村長</td> </tr> <tr> <td>③ ①及び②以外の場合</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </table>	① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)	② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)	市町村村長	③ ①及び②以外の場合	都道府県知事				
① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)										
② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)	市町村村長										
③ ①及び②以外の場合	都道府県知事										
	<p>注) ・ 特定教育・保育施設： 認定こども園、幼稚園、保育所</p> <p>・ 特定地域型保育事業： 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</p> <p>・ 届出先は、施設・事業所の所在地によって決まるものであり、設置者・事業者の主たる事務所の所在地ではないので注意すること。</p> <p>【参考】</p> <p>○業務管理体制整備の趣旨 不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るため、設置者・事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものである。</p> <p>○子ども・子育て支援法の規定 (第33条 第6項) 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>(第45条 第6項) 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>(第55条 第1項) 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者・・・は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>○業務管理体制整備の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40%;">施設・事業所の数が20未満の事業者 (個人立を含む)</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">法令遵守責任者の選任</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">法令遵守規程の整備</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設・事業所の数が100以上の事業者</td> <td>法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施</td> </tr> </table> <p>※ 施設・事業所の数は、その確認を受けた種別ごとに1つと数える。 保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設・事業所は2つとなる。</p> <p>○業務管理体制の確認検査 上記の業務管理体制整備に関する届出を受けた内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て本部）、都道府県知事及び市町村長は、子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に一般検査を実施している。</p> <p>また、次のいずれかに該当する場合には、特別検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき</li> <li>② 度重なる指導によっても改善が見られないとき</li> <li>③ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき</li> </ol>	施設・事業所の数が20未満の事業者 (個人立を含む)	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備		施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者		施設・事業所の数が100以上の事業者	法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施		
施設・事業所の数が20未満の事業者 (個人立を含む)	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備									
施設・事業所の数が20以上 100未満の事業者											
施設・事業所の数が100以上の事業者			法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施								

## 処遇改善等加算の用語の定義

(こ成保2967文科初第250号 令和7年4月11日 こと家庭庁長 文部科学省初等中等教育局長) (参考)

### ○「見込平均利用子ども数」

加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数(広域利用子ども数を含む。)の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

### ○「基礎職員数」

別表の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される基礎職員数(1人未満の端数は四捨五入)をいう。別表の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。

### ○「賃金改善実施期間」

加算当年度の賃金の改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

### ○「加算による改善等見込総額」

「加算による改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額(千円未満の端数は切り捨て)をいう。

### ○「加算による改善見込総額」

施設・事業所に勤務する各職員について「加算による改善見込額」を合算して得た額をいう。

### ○「加算による改善見込額」

賃金改善実施期間における「賃金見込額」のうち、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により加算額を配分する賃金額をいい、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理しているものをいう。

加算による改善見込額の算定方法について、直近の給与改定時に基本給の引き上げや手当の創設、一時金等の支払いにより前年度より給与を引き上げている場合、その一部を切り出して、加算による改善見込額と整理することは可能。

### ○「事業主負担増加見込総額」

各職員について「加算による改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の加算による改善見込額」

### ○「加算による改善等実績総額」

「加算による改善等見込総額」を実績で計算したものをいう。

### ○「加算見込額」

区分2「賃金改善分」及び区分3「質の向上分」の加算見込額をいう。施設・事業所間で区分2の加算見込額の一部の配分を調整する場合には、その受入(拠出)見込額を加える(減じる)こと。

### ○「加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」

加算当年度の「全ての職員の賃金見込額の総額(千円未満の端数は切り捨て)」から「加算による改善見込総額」と「定期昇給相当額」と「人件費改定相当分」と「加算当年度の前年度に支払うべき残額に対応した支払い賃金額」を除いた賃金見込総額をいう。

### ○「賃金見込額」

加算当年度において職員に支払う見込みの賃金をいう。

ただし、住居手当、通勤手当、扶養手当など個人的な事情に基づいて支給されるもので、個人的な事情に基づきその額が異なることが給与規程等に規定されている場合、これらを除くこととする。

### ○「定期昇給相当額」

加算当年度における定期昇給として賃金規定や定期昇給前後の月の給与から算出したもの。

### ○「人件費改定相当分」

基準年度の翌年度(以下「基準翌年度」という。)から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分をいう。

### ○「基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」

「基準年度における職員の支払賃金の総額」から、「基準年度における処遇改善等加算の加算額から当該処遇改善等加算の加算額に係る法定福利費分を除いた金額」と「施設独自の改善額」と「基準年度の前年度に支払うべき残額に対応した支払い賃金額」を除いた賃金総額に対して、基準年度の翌年度に支払うべき残額に対応した支払い賃金額がある場合はそれを足しあげた額をいう。なお、「基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」には、基準年度の公定価格における人件費の改定部分が含まれていること。

### ○「基準年度」

次の場合を除き、加算当年度の前年度(以下「加算前年度」という。)をいう。

- i 加算前年度に処遇改善等加算（令和6年度の場合は処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲのいずれか）の適用を受けておらず、それ以前に処遇改善等加算（令和6年度以前は処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲのいずれか）の適用を受けている場合は、当該処遇改善等加算の適用を受けた直近の年度
- ii 加算当年度に初めて処遇改善等加算の適用を受けようとする場合（私立高等学校等経常費助成費補助金（以下、「私学助成」という。）を受けていた幼稚園が初めて処遇改善等加算の適用を受ける場合を除く。）は、支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26年度以前に運営を開始した保育所にあつては、平成24年度）。
- ※ 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金の水準を基準にすること。
- 「基準年度における職員の支払賃金の総額」  
加算当年度に在籍している全ての職員に係る基準年度の支払賃金（実績）をいう。  
なお、加算当年度に在籍し、基準年度に在籍していない職員がいる場合は、加算当年度と同水準の賃金が基準年度に支払われていたものと仮定して計算するものとする。
- 「処遇改善等加算の加算額」  
基準年度が令和7年度以降の場合は区分2と区分3の加算額、基準年度が令和6年度以前の場合は処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲの加算額の実績額をいう。施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整している場合は、その受入（拠出）額を反映すること。また、基準年度の処遇改善等加算の加算額を基準年度に支払うことができず、その残額として加算当年度に支払った賃金額がある場合はその金額（加算当年度の前年度に支払うべき残額に対応した支払い賃金額と同額）を除く。
- 「基準年度の処遇改善等加算の加算額に係る法定福利費分」  
次の<算式>により算定することを標準とする。  
<算式>  
「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「基準年度の処遇改善等加算の加算額」
- 「施設独自の改善額」  
基準年度において、処遇改善等加算の加算額や人件費改定相当分、定期昇給分を超えて施設独自に賃金改善を行った金額。具体的には、支給額や支給方法（基本給・手当等）、対象者の記載を求めて自治体で確認したものをいう。  
金額の算定方法については、以下の方法を用いることが可能。  
（基準年度が令和6年度以前の場合）  
処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲの適用を受けている施設は起点賃金水準を下回っていない（新規事由有の場合は賃金改善等実績総額が特定加算額を下回っていない）ことを踏まえ、
- ・「基準年度の処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲの加算額の合計額」が「基準年度の前年度の当該加算額の合計額」と比べて少ない場合はその差額
  - ・「基準年度の処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、Ⅱ、Ⅲの加算額の合計額（A）」が「基準年度の前年度の当該加算額の合計額（B）」を上回った額（C）より、基準年度における支払賃金総額（D）が起点賃金水準（E）を上回った額（F）の方が大きい場合はその差額（G）
- <算式>  
(A) - (B) = (C)  
(D) - (E) = (F)  
(F) - (C) = (G)
- （基準年度が令和7年度以降の場合）  
「加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」が「基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」を上回っている部分の金額。
- 「加算率（a）」「加算率（b）」「加算率（c）」  
加算率（a）は区分1（基礎分）における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合をいう。  
加算率（b）は区分2（賃金改善分）における職員1人当たりの平均経験年数の区分及びキャリアパス要件分に応じた割合をいう。  
加算率（c）は区分2（賃金改善分）における告示の別表に規定する割合をいう。

【参考】

【こども家庭庁のホームページ】

◆子育て支援事業者の方向け情報

保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善（令和4年2月～9月）について  
技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る別紙様式等について  
技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る研修修了要件等について  
都道府県における処遇改善等加算IIに係る研修実施主体の認定状況について  
子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和4年度版）  
子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出について  
事業者向けFAQ  
子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）（平成27年7月改訂版）  
新制度への移行見込み等の調査  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha>

◆教育・保育に関する報告・データベース

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
教育・保育施設等における事故報告集計  
特定教育・保育施設等における事故情報データベース  
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議  
教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について  
送迎用バスの安全対策  
調査研究報告書  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort>

◆法令・通知等

子ども・子育て関連3法  
政省令（子ども・子育て支援法施行令・施行規則）、運営基準、費用告示等）  
通知  
事務連絡 等  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law>

◆幼児教育・保育の無償化概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/gaiyou>

◆保育所等における新型コロナウイルス対応関連

保育所等における新型コロナウイルスによる休園等の状況（4月27日（木）14時時点各自治体報告集計分）  
保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第二十一報）（令和5年5月8日現在）  
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

◆保育関係

保育士になりたい人のための情報  
キャリアアップ研修  
保育士が働きやすい職場づくり  
保育所保育指針 等  
保育所保育指針（平成30年度～）  
「子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～」  
保育所児童保育要録関係  
保育所における食事の提供ガイドライン  
保育所における感染症対策ガイドライン  
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン  
保育所における自己評価ガイドライン  
安心・安全な保育のために  
保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付け事務連絡）  
保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議  
昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日付け通知）

「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について  
「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返り とりまとめ（社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会）  
虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について（令和5年5月12日付け事務連絡）  
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

◆大量調理施設衛生管理マニュアル

※ 当該マニュアルは、同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるが、この要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう厚生労働省から通知が出ている。（「社会福祉施設における衛生管理について」平成9年3月31日）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01.html)

◆乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/070605-1.html>

【WAMNET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）】

◆子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

【埼玉県のホームページ】

◆社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

- ・社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）
- ・避難情報に関するガイドライン（内閣府のページにリンク）
- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き【洪水・内水・高潮編】（国土交通省）

【市のホームページ】

◆地域防災計画

<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51,4187,208,682.html>

「資料編」に、「資料8. 4 浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。

◆水防法等の改正による避難確保計画の作成と避難訓練実施の義務化

<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,85729,164,642.html>